

-平成 27 年度改正で、どう変わる？相続税・贈与税-

今回からは「相続税・贈与税」について執筆していきたいと思います。円満な相続・贈与が行われるよう税制を理解していくことがテーマです。

1. 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充・延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、制度の見直しが行われ、その適用期限も延長されました。

(1) 非課税限度額の見直し

【住宅取得等資金贈与の非課税限度額】

契約時期	消費税率 10%が適用される者		左記以外の者 (※1)	
	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋 (一般)	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋 (一般)
～平成 27 年	—	—	1,500 万円	1,000 万円
H28 年 1 月～28 年 9 月	—	—	1,200 万円	700 万円
H28 年 10 月～29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
H29 年 10 月～30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
H30 年 10 月～31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

(※1) 消費税率 8%の適用を受けて住宅を取得した者のほか、個人間売買により中古住宅を取得した者

(2) 良質な住宅用家屋の範囲拡充

良質な住宅用家屋の範囲が次のように拡充されました。

【良質な住宅用家屋の範囲】

拡充前

- ① 省エネルギー性の高い住宅 (省エネルギー対策等級 4)
- ② 耐震性の高い住宅 (耐震等級 構造躯体の倒壊等防止) 2 以上又は免震建築物のいずれかの性能を満たす住宅

拡充後

- ① 省エネルギー性の高い住宅 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4)
- ② 耐震性の高い住宅 (耐震等級 構造躯体の倒壊等防止) 2 以上又は免震建築物)
- ③ バリアフリー性の高い住宅 (高齢者等配慮対策等級 3 以上) のいずれかの性能を満たす住宅

(3) 適用期限の延長

上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金にかかる贈与税について適用されます。また、非課税措置の期限は平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の創設

子・孫等の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与税の非課税措置が創設されました。

(1) 制度の内容

最大 1,000 万円までの贈与税が非課税になります。制度の概要は次の通りです。

【結婚・子育て資金一括贈与制度の概要】

項目	適用条件・内容等
(1) 贈与者	受贈者の直系尊属
(2) 受贈者	20 歳以上 50 歳未満の者（子・孫・ひ孫等）
(3) 拠出方法	贈与者が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社・信託銀行・銀行・金融商品取引業者等）に信託等をして資金管理契約を締結
(4) 非課税限度額	金銭等 1,000 万円まで うち結婚費用は 300 万円を限度)
(5) 期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの拠出
(6) 申告	金融機関を通じて非課税申告書を提出

(2) 結婚・子育て資金の範囲

結婚・子育て資金の範囲は次の通りです。

- ① 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定の者
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子や孫などの医療費及び保育料のうち一定のもの

(3) 結婚・子育て資金管理の契約終了

次に掲げる事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了します。

- ① 受贈者が50歳に達した場合
- ② 受贈者が死亡した場合
- ③ 信託財産等の価額が零となった場合において終了の合図があったとき

(4) 適用期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出される結婚・子育て資金に限り適用されます。

3. 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長

平成25年4月にスタートした、直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、一定の見直しを行った上で、その適用期限が平成31年3月31日まで延長されました。

(1) 特例の概要

制度の概要は次のとおりです。

【教育資金一括贈与制度の概要】

項目	適用条件・内容等
(1) 贈与者	受贈者の直系尊属
(2) 受贈者	30歳未満の直系卑属（子・孫・ひ孫等）
(3) 非課税限度額	金銭等1,500万円まで （うち学校等以外は500万円を限度）
(4) 教育資金	①学校等に支払われる入学金その他の金銭 ②学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの
(5) 申告	金融機関を通じて教育資金非課税申告書を提出
(6) 払出確認	払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出 金融機関は上記の確認をし、記録し、書類等を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存

(2) 改正内容

① 使途の範囲拡大

特例の対象となる教育資金の使途の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が加えられます。

② 金融機関への領収証等の提出

領収証等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収証等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することが可能となります。

(3) 適用期限

上記(2)②の改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用されます。